

障害者権利条約の最前線

第11回 人権水準の評価と向上に向けて



全障研副委員長 中村尚子

障害者権利条約は額に入れて飾っておくものではありません。人権の発展とともに、条約の目標や具体化のための施策も深化していきます。最先端の人権指標に照らして、障害のある人の現実と各国の政策の両方を検証していく作業がたえず求められます。今回は、検証作業のための国連の提起に学ぶことにします。

●締約国報告→審査→勧告

その第一は、締約国報告とその審査です。連載第2回（5月号）にあるように、国連・障害者権利委員会にたいして締約国が定期的に現状を報告することが義務づけられています（第35条など）。日本も2016年に政府が提出した報告と市民社会からのパレルレポートが審査を待っています。比較的早い時期に批准した国のひとつであるオーストラリアは、すでに第2・3回の統合報告の審査を終え、その最終見解（勧告）を19年10月に受けています。

日本の内閣府も条約の国際動向に関する調査のなかで、2回目の審査は、1回目の最終見解（勧告）がその後実施されたかどうか焦点が当てられていると指摘しており、勧告がその後の施策に関わ

ると報告しています。国際的な新型コロナウイルス感染症によって延期されていた日本の本審査も、今年夏以降には実施される方向であり、注目されています。

●一般的意見

国際人権規約や子どもの権利条約など国連が採択した人権に関する条約は、締約国が条約を履行するために、各条約体の権利委員会等で議論し、その内容を文書にまとめます。これが「一般的意見」です。

障害者権利条約では、7つがまとめられています（括弧内は発表年）。

- 第1号（2014年）第12条 法律の前ににおける平等な承認
- 第2号（2014年）第9条 アクセシビリティ
- 第3号（2016年）第6条 障害のある女子
- 第4号（2016年）第24条 インクルーシブ教育を受ける権利
- 第5号（2017年）第19条 自立した生活及び地域社会への包容
- 第6号（2018年）第5条 平等及び無差別
- 第7号（2018年）第4条・第33

条 参加・関与する権利

テーマを取り上げ条文を掘り下げるだけでなく、他の条項や条約との関係も論じています。

たとえば、教育（第24条）について、インクルージョンは、すべての人の学習と参加を阻む障壁を克服できるようにすることをめざすものであり、教育システムの徹底的な変革が必要であること、教育は個々の学習者の権利であり、親や養育者の権利ではないといった考えを明確にすべきだとしています。最新の第7号について国連人権高等弁務官事務所は、「障害者と協議することは、より包摂的

な社会と環境に寄与する法律・政策・プログラムにつながる」と述べています。

●ギャップを埋めるプロジェクト

障害者の人権水準を高めるとりくみは、人類全体で行われています。EUと人権高等弁務官事務所が推進している「ギャップを埋めるプロジェクト」がそれです。これは権利条約の実施と監視を支援し、障害者を含んだ持続可能な開発目標の達成に貢献することを目標にしています。すなわち、世界的にとりくまれているSDGsのめざすプロセスから障害者を排除しないとりくみであり、権

◆障害者権利条約(CRPD)人権指標の「よくある質問」より

誰がこれらの指標を使うべきか？

指標の主な目的は、CRPDの実施のために取るべき行動と措置に関して国を導き、その進捗状況を評価しやすくすることである。すべてのレベルの政府の法律、政策、その他の意思決定者は、法律、政策、予算の枠組みを変革するためにどのような手順を踏むべきかを知るために、またCRPDを遵守してその枠組みを適切に実施するためにどのような具体的な措置をとる必要があるかを知るために、これらの指標の恩恵を受けることができる。／また、この指標は、いかなる組織や団体にとっても、ある権利に関する国の実施を評価するツールの役割を果たす。そのため、国家人権機関、障害者団体を含む市民社会、国際協力機関、国連機関、ドナーなどの利害関係者に、国の進捗状況を監視し、国にCRPDの責任を果たさせるための指針を提供することができる。また、障害者の権利の実施の進捗状況を評価する上で、人権監視メカニズムの役割を果たすことができる。（佐藤久夫・佐野竜平訳）

（詳細は日本障害者協議会ホームページ参照）

http://www.jdnet.gr.jp/report/17_02/170215.html

◆SDGs：持続可能な開発目標

Sustainable Development Goals

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。（外務省）

SDGsを意図的に取り込んだこの指標の特徴は、ジェンダーや年齢の視点が強調されていることです。たとえば労働と雇用の指標で、「国内のジェンダー法および政策が障害のある女性にインクルーシブであること」や「パートタイム・臨時雇用に従事している障害のある人の割合を年齢、障害別に集計すること」などがその一例です。

*

今年は条約採択から15年になります。あらゆる機会に学習の輪を広げていきましょう。（なかむら たかこ）